

サンライズ福祉用具サービス

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売運営規程

（事業の目的）

- 第1条 サン医療企画有限会社が開設するサンライズ福祉用具サービス（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は介護予防にあっては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定福祉用具又は指定特定介護予防福祉用具（以下「指定特定福祉用具等」という。）を提供することを目的とする。

（指定特定福祉用具販売の運営の方針）

- 第2条 1 事業所の専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（指定特定介護予防福祉用具販売の運営の方針）

- 第3条 1 事業所の専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 サンライズ福祉用具サービス
 - 2 所在地 兵庫県加古郡稲美町六分一1362-83

（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名
事業所における従業者の管理、指定特定福祉用具販売等の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定特定福祉用具販売等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
 - 2 専門相談員 2名以上
利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売計画又は特定介護予防福祉用具販売計画を作成する。また、指定特定福祉用具販売等の提供に当たり、当該計画に基づき、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、特定福祉用具等に関する情報提供並びに特定福祉用具等の点検、使用方法の指導その他必要な援助を行う。

（営業日及び営業時間）

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、お盆（8月13日、14日、15日）
年末年始（12月30日、31日、1月1日、2日、3日）を除く。
 - 2 営業時間
午前8時30分から午後17時30分とする。
ただし、電話等により、24時間対応可能な体制を取る。

(指定特定福祉用具販売等の提供方法)

第7条 指定福祉用具販売等の提供に当たっては、事業所は以下のことを遵守するものとする。

- 1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示し指定特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供し、個別の指定特定福祉用具等の販売に係る同意を得なければならない。
- 2 販売する指定特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。
利用者の身体の状態等に応じて指定特定福祉用具等の調整を行うとともに、その使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、実際に指定特定福祉用具等を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 3 居室サービス計画又は介護予防サービス計画に指定特定福祉用具販売等が位置づけられる場合には、専門相談員は当該計画に指定特定福祉用具販売等が必要な理由が記載されるように措置しなければならない。
居室サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合は、専門相談員は専門相談員は福祉用具購入費の申請時に当該指定特定福祉用具販売等の提供が必要な理由等がわかる書類を確認しなければならない。
- 4 居室サービス計画又は介護予防サービス計画に指定特定福祉用具販売等が位置づけられる場合には、専門相談員は当該計画に指定特定福祉用具販売等が必要な理由が記載されるように措置しなければならない。
- 5 居室サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合は、専門相談員は専門相談員は福祉用具購入費の申請時に当該指定特定福祉用具販売等の提供が必要な理由等がわかる書類を確認しなければならない。

(取り扱う種目)

第8条 指定特定福祉用具販売等において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- | | | |
|--------|-----------------|------------|
| 1 腰掛便座 | 2 特殊尿器 | 3 入浴補助用具 |
| 4 簡易浴槽 | 5 移動用リフトのつり具の部分 | 6 排尿予測支援機器 |
- 7 スロープ(貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。)
 - 8 歩行器(貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪、キャスターがついている歩行車は除く。)
 - 9 歩行補助杖(カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、ブラットホームクラッチ及び多点杖に限る。)

(利用料等)

第9条 販売費用等については、次のとおりとする。

- 1 指定特定福祉用具販売等を提供した場合は、介護保険法第44条第3項に規定する「現に特定福祉用具の購入に要した費用の額」の支払いを受けるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 指定特定福祉用具販売等に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。
 - 一、当該指定特定福祉用具販売等事業所又は指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
 - 二、提供した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - 三、領収書
 - 四、当該特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

(非常災害対策)

第10条 1 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとし、下記に定める事項を実施するものとする。

- ① 定期的に消火、通報及び避難、救出その他必要な訓練を行うものとする
 - ② 消防設備、施設等の点検及び整備
 - ③ 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
 - ④ その他防火管理上必要な業務
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年1回以上定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

- 第12条 1 当事業所は、福祉用具貸与等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族等に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- 3 当事業所は適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者の周知徹底を図る。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

- 第13条 1 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与(介護予防含む)の提供を継続的に実施するため、非常時の体制を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第15条 通常の実業の実施地域は、兵庫県の地域とする。

(苦情処理)

- 第16条 1 提供した指定特定福祉用具販売等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。
- 4 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（事故発生時の対応）

- 第17条 1 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に関係する居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

- 第18条 1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 一、提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 二、市町村への通知に係る記録
 - 三、苦情の内容等の記録
 - 四、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

- 第19条 1 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。その研修の内容は、別表1に記載するものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、サン医療企画有限公司と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成28年6月1日から施行する。
- この規程は、平成31年3月1日より改訂し施行する。
- この規程は、令和5年4月1日より改訂し施行する。
- この規程は、令和6年4月1日より改訂し施行する。

別表1 〔研修内容〕(第19条:その他の運営に関する重要事項1項)

(介護保険法で定められている法定研修)

- ☐ 認知症及び認知症ケアに関する研修
- ☐ プライバシー保護の取り組みに関する研修
- ☐ 倫理及び法令順守に関する研修
- ☐ 事故発生または再発防止に関する研修
- ☐ 緊急時の対応に関する研修
- ☐ 身体拘束の排除・高齢者虐待防止関連法を含む人権擁護・虐待防止に関する研修
- ☐ 事業継続計画(BCP)研修および訓練

上記の研修を年1回以上実施するものとし、新規採用時にも実施するものとする。

(その他)

- ☐ その他、福祉用具専門相談員の能力向上に資する研修

上記の研修を年1回以上実施する。

2024.4.1 改訂